

労働報酬下限額等に関するアンケート調査結果

労働環境の確認を行った事業所を対象に、労働報酬下限額等に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

1. 調査概要

- (1) 実施期間 令和2年7月～8月
- (2) 調査対象 建設工事
令和元年度に労働環境の確認を行った事業所 16者
業務委託
令和元年度に労働環境の確認を行った事業所 11者
- (3) 回答数 建設工事 12者（回答率75.0%）
業務委託 7者（回答率63.6%）

(4) アンケート結果（抜粋）

建設工事
① 制度について、92%（11者）が一定程度理解できているとの回答でした。（問2）
② 下請負者への要請方法について、75%（12者）が契約書等による書面や労働環境確認書の活用との回答でした。（問4）
③ 労働者等からの労働報酬下限額に関する相談や問い合わせ、労働報酬下限額以上の賃金を支払うための賃金の引き上げについて、全ての業者（12者）がなし、行っていないとの回答でした。（問5、問6）
④ 労働報酬下限額の引き上げについて、83%（10者）が現状と同程度とするとの回答でした。（問7）
⑤ 賃金の支払い確認について、83%（10者）が賃金台帳等や簡易な書類の提出はやむを得ないとの回答でした。（問8）
⑥ 新型コロナウイルス感染症について、67%（8者）が今のところ影響はない、83%（10者）が労働時間の増減はないとの回答でした。（問1、問2）

業務委託

- ① 制度について、全ての業者（7者）が一定程度理解できているとの回答でした。（問2）
- ② 労働者等からの労働報酬下限額に関する相談や問い合わせについて、全ての業者（7者）がなしとの回答でした。（問5）
- ③ 労働報酬下限額以上の賃金を支払うための賃金の引き上げについて、43%（3者）が引き上げを行ったとの回答でした。（問6）
- ④ 労働報酬下限額の引き上げについて、71%（5者）が引き上げるべきとの回答でした。（問7）
- ⑤ 賃金の支払い確認について、71%（5者）が賃金台帳等や簡易な書類の提出はやむを得ないとの回答でした。（問8）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症について、71%（5者）が今のところを含め影響はない、86%（6者）が労働時間の増減はないとの回答でした。（問1、問2）

（5）アンケート結果の評価及び課題

アンケート結果から、受注者には公契約制度について一定程度理解いただいていると考えております。

一方、労働者への周知方法は工事現場・作業場等への掲示、下請負者へは契約書等の書面又は労働環境確認書の活用により要請を行っていただいておりますが、下請負業者や全ての労働者の方まで、きちんと制度が周知され、理解されていることが重要になってきますので、受注者のみではなく下請負業者や労働者向けのアンケートの実施についても今後検討していきたいと考えております。

また、労働報酬下限額以上の賃金の支払いについて、効果的な実効性の確認ができるように、事業者の大きな負担にならない範囲で、簡易な書類の提出を検討していきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応としましては、引き続き、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止措置や設計図書等の変更を行います。また、公共事業については、地域経済を活性化し景気を下支えするものとして、早期及び計画的な発注に努めてまいりたいと考えております。